

湖南省伝統野菜「弥平とうがらし」 保存会設立賛同者募集!

下田地区に古くから伝わる「弥平とうがらし」。辛味が強く鮮やかなオレンジ色と芳醇な香りが特徴です。最近では一味やチリソースなどの加工品も開発され、全国で注目されつつあります。

保存会では、種子の保存、品質向上や安定的な生産によるブランド化に取り組みます。

保存会設立にあたり、説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

【説明会】

- 日時 5月23日(木) 午後6時～
- 場所 かき舎香貴丸(下田1619)
- 対象 弥平とうがらしを市内で生産している人、加工事業者等(取組予定者も含む。)
- 申込方法 住所、氏名、電話番号を☎へ



「滋賀県提供」

ふれあい農園 利用者募集!

自然とふれあい、土に親しみながら、野菜や花を栽培してみませんか。

■対象 市内在住で、農園を積極的に活用でき、管理ができる人

■契約期間

6月1日～令和2年3月31日

■募集区画

菩提寺農園 3区画

石部農園 2区画

※一人1区画

■申込方法

5月15日(水)までに電話で☎へ

※抽選会(応募者多数の場合)及び契約手続きを5月29日(水)に行います。

※入園料など詳しくは☎へ



☎湖南省農業振興協議会事務局(産業立地企画室内)(共同福祉施設) ☎71・2353 ☎72・4820

人権シリーズ

子どもの権利条約を知っていますか

5月は児童福祉月間です。また、5月5日のこどもの日から1週間は、児童に対する理解と認識を深めるための児童福祉週間です。

皆さんは、国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。日本は1994年にこの条約に批准しました。この条約はだまかに4つに分けることができます。

①生きる権利

治療を受けたり、環境を整備することで防げる病気や災害などで命を奪われないこと、病気やケガをしたら治療を受けられる権利などです。

②育つ権利

適切な教育を受け、休み、遊ぶことのできる権利です。大人に押し付けられるのではなく、子どもたちの考えや信じることを自由が守られ、自分らしく育つことができるようにという思いが込められています。

③守られる権利

社会保障を受ける権利だけでなく、あらゆる虐待や非人道的

で違法な児童労働などによる搾取、戦争から子どもたちが守られること、障がいのある子どもや少数民族の子どもなど、少数派の立場にある子どもたちは特に守られることをうたっています。

④参加する権利

子どもたちが自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったることができる権利です。

子どもは大人と同じ権利を持つひとりの人間です。そして、弱い立場である子どもたちには配慮や保護が必要のため、子どもならではの権利を持っています。

この機会に一度「子どもの権利条約」をご覧ください。ただき、子どもたちの権利について考えてみてください。

《今月は子ども家庭局が担当しました》

